

○総務省令第三十四号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣 新藤 義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「施行令第十条」を「法第十条第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。